

一般廃棄物処理基本計画の策定について

1. 一般廃棄物処理基本計画とは

生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために市町村ごとに定める行動計画です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

⋮

瑞穂市では、一般廃棄物の減量に関する事項や基本的事項などを審議するため、廃棄物減量等推進審議会を開催します。

瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 15 年 5 月 1 日条例第 85 号)

(廃棄物減量等推進審議会)

第 2 条 一般廃棄物の減量に関する事項、一般廃棄物の処理に関する基本的事項
その他の一般廃棄物の適正処理に関する事項を審議させるため、瑞穂市
廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

⋮

2. 計画の範囲

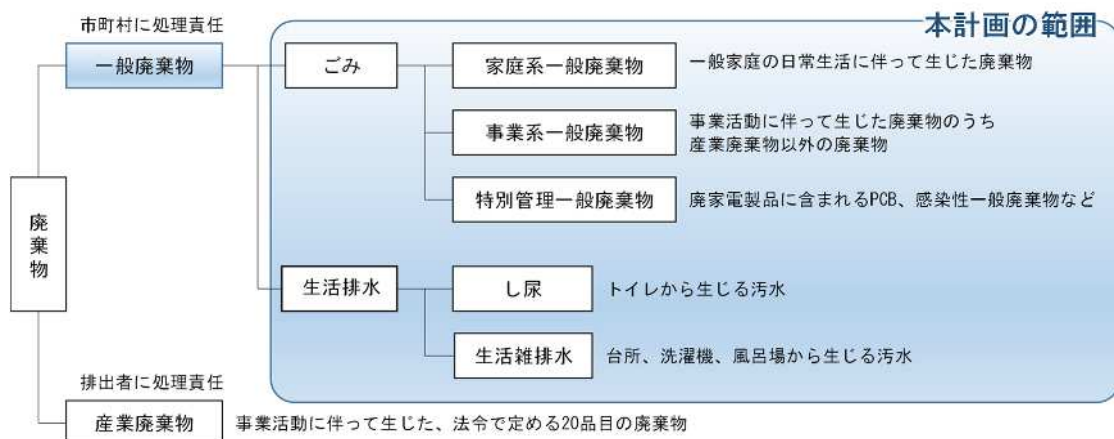


図 1-1 廃棄物の種類と計画の範囲

本審議会では一般廃棄物のうちごみに関する部分について審議を行います。

3. 計画の期間



図 1-2 計画の期間

4. 計画策定のスケジュール

表 1-1 審議内容（予定）

期日	回数	会議内容
令和 5 年 6 月	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイダンス（策定体制・策定手法） ・ 現計画目標達成状況、施策実施状況 ・ アンケート案の確認
令和 5 年 6 月～7 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査
令和 5 年 8 月	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果 ・ 課題と対策
令和 5 年 10 月	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の方向性と目標項目 ・ 基本計画素案の確認
令和 5 年 12 月	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値について ・ パブリックコメント案の確認
令和 5 年 12 月～令和 6 年 1 月		パブリックコメント
令和 6 年 2 月	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント結果の確認 ・ 計画書最終案の確認

①廃棄物減量等推進審議会の開催

審議会の開催は 5 回を予定しています。

②アンケート調査

アンケート調査内容について、本日まで審議いただきます。

③パブリックコメントの実施

一般廃棄物処理基本計画の素案について、パブリックコメントを実施（概ね 30 日）します。